

## 「ココクールショップ」登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、滋賀らしい価値観を持つ商品やサービスである「ココクール マザーレイク・セレクション」(以下、「ココクール」という。)を提供・紹介する「ココクールショップ」を設置することにより、滋賀県産品の認知度向上および販売促進を図ることを目的とする。

### (登録要件)

第2条 本要綱において、「ココクールショップ」とは次の各号すべてを満たすものをいう。

- (1) 「ココクール」に選定されている商品を2事業者2品目以上提供していること。
- (2) 原則として10品目以上の滋賀県産品を提供していること。ただし、県外の店舗においては2品目以上とする。なお、本要綱において滋賀県産品とは県が定める「滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」取扱商品募集要項」の取扱商品に準じるものとする。
- (3) 常設の店舗で、当該店舗内において滋賀県産品を提供していること。(インターネットを活用した仮想店舗については内容により判断する。)

### (登録の申請)

第3条 「ココクールショップ」の登録を申請する者は、次の各号に掲げる書類を滋賀県知事(以下「知事」という。)に提出するものとする。

- (1) 「ココクールショップ」登録申請書(様式1)
- (2) 店舗位置図
- (3) 店舗平面図(販売設置箇所分かる図面等)
- (4) 滋賀県産品のリスト
- (5) 「ココクールショップ」誓約書(様式2)

### (登録書の交付)

第4条 知事は、登録を認める場合には、申請者に「ココクールショップ」登録書(様式3)を交付するものとする。

2 「ココクールショップ」の登録を受けた者(以下「登録者」という。)の「ココクールショップ」の有効期間は、登録した日から1年間とする。

ただし、次条に定める場合を除き、自動更新とする。

### (登録の取消)

第5条 知事は、次の各号の場合は登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から「ココクールショップ」登録取消申請書(様式4)の提出があったとき。
- (2) 当該店舗において登録要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他、「ココクールショップ」としてふさわしくないと認められたとき。

(ロゴマークの使用)

第6条 登録者は、「ココクール マザーレイク・セレクション ロゴマーク使用規程（平成25年3月29日）」に基づき、ロゴマークを無償で使用できるものとする。

(県からの支援)

第7条 登録者は県から次の各号の支援を受けることができる。

- (1) 販売促進物品の無償提供。(予算の範囲内)
- (2) 「ココクール」公式ウェブサイト、公式 facebook 等による紹介。
- (3) 県政記者クラブへの資料提供による紹介。

(登録店舗であることの表示等)

第8条 「ココクールショップ」に登録された店舗は、次の各号の内容を実施するものとする。

- (1) 「ココクールショップ」であることを表示するため、販売促進物品等を使用すること。
- (2) 滋賀県や「ココクール」の商品やサービスを紹介するためのパンフレットやチラシ等を設置すること。

(登録者の義務等)

第9条 登録者は、関係法規を遵守するとともに、滋賀県の信用を損なうことのないようにしなければならない。

- 2 登録者は、「ココクールショップ」の名称を第三者に使用させてはならない。
- 3 滋賀県産品を提供・紹介していることに関する事故、苦情等が発生した場合は、登録者が責任をもって必要な措置を講じるものとし、滋賀県は、一切その責任を負わないものとする。
- 4 登録者は、状況等の報告を求められた場合は知事へ報告を行うものとする。

付 則

この要綱は令和元年（2019年）7月11日から施行する。